

最低制限価格等の算出に伴う直接工事費等の金額について

名古屋市最低制限価格取扱要領（20 財監第 132 号）第 2 条第 1 項及び名古屋市低入札価格調査要領（17 財監第 69 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、公共建築工事積算基準に準じて積算した建築工事又は建築設備工事の直接工事費の額及び現場管理費の額については、以下のように取り扱います。

【対象】

公共建築工事積算基準（公共住宅建築工事積算基準等を含む。）に準じて積算した建築工事、建築設備工事（以下「建築工事等」という。）

※ 工事の一部に建築工事等を含む工事の最低制限価格等の算定にあたっては、建築工事等に該当する部分にのみ、当該取り扱いを適用する場合があります。

【内容】

建築工事等にかかる最低制限価格等の算定において、国の基準により算定した額の算定式のうち、「①直接工事費」及び「③現場管理費」の額を以下の額とします。

＜建築工事等の直接工事費及び現場管理費＞

- ① 最低制限価格等の算定に用いる直接工事費
 = 予定価格算出の基礎となった直接工事費 - 予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%（昇降機設備工事にあつては20%）
- ③ 最低制限価格等の算定に用いる現場管理費
 = 予定価格算出の基礎となった現場管理費 + 予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%（昇降機設備工事にあつては20%）
- ※ 下線部分の端数は、円未満切り捨て

(参考) 建築工事等における最低制限価格等の算定に用いる「直接工事費」及び「現場管理費」について

【別表（抜粋）】

区分	①	②	③	④
工事請負、公園・道路等の維持管理	直接工事費 × 97%	共通仮設費 × 90%	現場管理費 × 90%	一般管理費等 × 68%

建築工事等における取り扱い
 (予定価格算出の基礎となった直接工事費 - 予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%※) × 97%

建築工事等における取り扱い
 (予定価格算出の基礎となった現場管理費 + 予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 10%※) × 90%

※ 昇降機設備工事については「予定価格算出の基礎となった直接工事費 × 20%」

※ 下線部分の端数は、円未満切り捨て